

横浜監獄内にあった盲啞懲治場をめぐって

伊藤 照美

1. はじめに

我が国の聾教育史の中で、横浜監獄内で聾教育が行われていたことは、これまであまり語られてこなかった。明治36・7年から明治42年までの約7年にわたり横浜監獄内に置かれていた盲啞懲治場、いわゆる「横浜根岸学校盲啞部」²について、本稿ではその法的根拠及びその立法趣旨、盲啞懲治場の概要と入所者の実態、そして法改正に至った理由並びに法改正後の実情を整理し、当時の聾啞者の置かれていた状況の一端を明らかにし、盲啞懲治場の歴史的意義を考察する。

尚、本稿中の引用文については、旧字体の漢字を新字体に改めた以外、仮名遣いは原則そのまま引用した。

2. 旧刑法における啞啞者についての規定

明治13年の太政官布告による刑法(以下、「旧刑法」)は、第82条前段で「啞啞者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス」として、啞啞者を「刑事責任無能力者」と規定した。すなわち、啞啞者の為した刑法に触れる行為については責任を問わない＝刑罰を与えないとしたものである。これによれば、啞啞者であると裁判官によって認定されれば、重罪を犯した者であっても、あるいは繰り返し刑法に触れる行為をしていたとしても、刑罰は与えないということになる。

ここで明治26年4月29日付読売新聞朝刊3面に掲載された記事を紹介しよう。

「●啞の弟、啞の兄を殺す ○県…宮○文次郎(30)は生来の啞にて其兄彌太郎も同様啞なるが、兄彌太郎は従順の性にて財産も多く女房さへあるを弟文治郎羨ましき事に思ひ如何にもして兄の財産を横領し且つ嫂をも奪ひ取って我が閨の塵を祓はせんものとの悪心を起し本月三日の夜彌太郎方に至り竹鉄砲を以て兄を銃殺したり然るに文治郎は真性の啞啞者にて不能力者なればとて刑法第八十二条に依り罪として罰すべからざるものとなし免訴されたり又嫂お何は其後彌太郎の遺児を携へて里方に帰り居るも粗暴好色の文治郎なれば何日何時襲ひ来て何んな狼藉を働かんも知れぬと仕切りに心配し居れど文治郎は一時の慾と色に迷うて大事の兄を殺害したる後に大に前非を悔ひて生れ変りし如く殊勝になり居る由未聞の珍事といふべし」(伏せ字と傍線は筆者)

ところで、旧刑法第82条は後段但書きで「但 情 状 ニ因

り五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場に留置スルコトヲ得」としている。すなわち、罪を犯した啞啞者については、情状(事情)により、最長5年まで「懲治場」に留置することができる(傍線筆者)のである。件の兄を殺した啞啞者は、無罪放免されて自宅に帰ってきたという記事からわかるように、82条後段但し書きの規定は、罪を犯した啞啞者を必ず懲治場に留置しなければならないというのではなく、裁判官が、様々な事情を考慮して、当該啞啞者を懲治場に留置処分とするか否かを判断して、決定することができるというものであった。

3. 啞啞者とは？

立法者が想定した「啞啞者」とはどのような者だったのか。

第一回帝国議会提出(明治24年1月17日)の刑法改正案によれば、「啞啞者」に関する規定を次のように改正する案が出されている(同案は廃案となった)³。

(改正案)第七十七条 生来又ハ幼稚ヨリノ聾啞ニシテ満十歳以上ノ者ノ行タル所為ニ付テハ第七十五条ノ規定ヲ適用ス但懲治場留置ノ期限ハ五年ヲ超過スルコトヲ得ス(傍線筆者)

すなわち、「生まれつき聞こえない又は幼児期に失聴した者」が「啞啞者」であると立法者は捉えていた。音声言語獲得以降の失聴者は「啞啞者」には含まれないということになる。現実の懲治場ではどうであったのか。横浜監獄盲啞懲治場の教師であった鎌田榮八によれば、明治38年までの2年間に彼が担当した盲啞者17名の内、先天的聾啞が9人、疾病による後天的聾啞が8人⁴としている。後天的聾啞については、失聴年齢や音声言語の獲得の程度については何も触れられていない。

4. 啞啞者と同じく「刑事責任無能力者」とされた者

第七十九条 罪ヲ犯ス時十二歳ニ満サル者ハ其罪ヲ論セス但満八歳以上ノ者ハ情状ニ因リ満十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場に留置スルコトヲ得

この規定は、刑法に触れる行為をしたとしても12歳(旧刑法の刑事責任年齢)に達しない者は刑事責任を問わない趣旨で、現在の概念で言う「触法少年」のことである。

旧刑法第79条と第82条の対比から、啞啞者は、8歳以上12歳未満の児童と同程度の刑事責任能力と見なされており、それ故に刑罰は科されなかったと解される。明治当時の社会

の瘡唾者に対する見方が伺える規定である。しかし、当時の我が国の聾教育の状況は、明治11年に京都盲啞院、明治13年に東京に訓盲院が開設されたばかりであり、この時期に旧刑法が公布されたことを考えれば、後に述べる横浜監獄内の盲啞懲治場に収容されていた瘡唾者の実態からしても、一定の合理性・相当性があったものと思料する。

5. 懲治場の位置づけ

以下は明治22年監獄則の抜粋である。

第一条 六 懲治場 不論罪ニ係ル幼者及瘡唾者ヲ懲治スル所トス(傍線筆者)

第一四条 地方監獄拘留監懲治場ノ一區画内ニ在ルモノハ 塙壁ヲ以テ之ヲ區画セシ

第二十条 懲治人ニハ毎日五時以内農業若クハ工芸ヲ教ヘ力作セシムヘシ

第三十一条 囚人十六歳未満ノ者及懲治人ニハ毎日四時以内読書習字算術ヲ教フヘシ

懲治場は、刑事法令に触れる行為をした者のうち、旧刑法の規定により罪に問われなかった幼年者及び瘡唾者を懲治するところであった。そして、懲治場は、監獄内に置かれていたとはいえ、あくまでも監獄とは区別されるべきものであり、懲治人には就業技術を教えて作業をさせ、また読み書き算盤等の基礎教育を施し、感化教育をなすことを目的としていた。さらに、内務省は「懲治者ヲ読書、習字等ノ学業ニ従事セシムルハ最モ緊要ナルコトニ付、作業ノタメ全廢スルハ勿論、其時間ヲ減縮スルコトヲモ得ス」(内務省警保局蔵版『獄務指令録(甲)』)⁵として、ともすれば監獄と同等に見て作業重視に傾きがちな監獄内懲治場の現場指揮に対し、作業のために懲治人の学業時間を削ることがあってはならないと指令を発しているのである。

表1
懲治場(全国及び横浜)
イン啞者収容人員の推移

年	新入 (全国)	年末現員数	
		横浜監獄	その他
M32	21	統計 なし	統計 なし
M33	21		
M34	13		
M35	17		
M36	27		
M37	16	8	12
M38	16	9	15
M39	22	14	16
M40	24	25	17
M41	16	34	10
M42	0	13	7
M43	イン啞者統計なし		
M44	イン啞者統計なし		

第1～13回監獄統計年報より

6. 「横浜監獄に瘡唾懲治人を収容す」

明治37年3月、司法省監獄局長の通牒に基づき、東京・巢鴨・千葉・浦和・宇都宮・前橋・水戸の各監獄に収容されていた瘡唾者(及び盲人)は総て横浜監獄の懲治場に収容されることとなり⁶、盲啞教育の専門家が教師として据えられることになった。これを報じて「東京府

近各監獄に留置せらる瘡唾懲治人は 悉 皆横浜監獄に収容することゝ為り同監獄には特に盲啞学校卒業生を以て教師に充て十分に瘡唾者の教育に任せしむる計画なりと謂ふ、尚是に次て近近精神病囚も亦巢鴨に収容するやの計画にて昨今取調中なり、着々囚人分禁法の行はるゝに至は最も喜ぶべき現象にして各地方に於ても各適当の地を選んで特別監の計画を施されんを望まじけれ⁷とある。瘡唾懲治人を集めた懲治場を設けた趣旨は、瘡唾懲治人の実情に合わせた個別処遇を実施して懲治の効果をあげるためであり、盲啞者に精通している盲啞学校卒業生を教師に据えて、教育にあたらせんとしたものである。

何故、他の監獄ではなく横浜監獄内の懲治場に盲啞者を集めたのか。明治35年1月に有馬四郎助が横浜監獄の典獄に就任しているが、有馬の強い意向があったのではないか。有馬は、「嘗て或盲啞院を訪ねて院長に聴いたことがある⁸と述べており、以前から懲治人の中の盲啞者の処遇について関心を寄せていたことが伺える。ここから先は推測であるが、東京盲啞学校校長の小西信八と司法省の役人ならびに現場の人間である有馬四郎助との間で、瘡唾懲治人の処遇について何らかの意見交換があり、小西から「盲啞者に対しては盲啞者の実態に即した専門的な教育が必要だ」との助言とその教師の斡旋手配方の約束があり、瘡唾懲治人の処遇に問題を感じていた有馬のもとで盲啞懲治場を引き受ける段取りとなり、明治37年の監獄局通牒が出されたものではなからうか。筆者がこう考えるのには、この時期の各地の聾啞学校設立に小西による精力的な働きかけがあったことや、後述する東京市養育院内に盲啞教場を設けるにあたって小西による助言があった旨の記録⁹があること、内務省主催の講習会で有馬や小西が同時期に講師として列せられていること等からである。

(1) 盲啞懲治場の教師

盲啞懲治場には専任教師と補助教師がおかれた¹⁰。教師として判明しているのは次の二人¹¹である。いずれも専任教師であった。補助教師の欄には看守と記載されていることから、横浜監獄の警務職員が担当したものと思われる。

高木慎之助

明治36年5月14日～明治37年7月25日

初任俸給手当25円

鎌田榮八

明治37年8月24日～?年4月20日

初任俸給手当27円 → 30円 (?は筆者。*後述)

●高木慎之助について¹²



明治3年4月16日横浜に生まれる。2歳の時に熱病にて聾啞となる。明治14年12歳で訓盲院(→明治17訓盲啞院→明治20年東京盲啞学校)に入学。品行方正、学術優等、和裁の他、文章や算術にも優れていた。

明治21年12月、東京盲啞学校卒業生(第1期生)。卒業後も学校に留まり裁縫の技術習得に励む。

明治24年7月、吉川金造、片桐貞吉らと共に母校啞生同窓会を組織する。

ある時、高木は、盲生から頼まれて袴のほころびを繕ってやった。すると、件くだんの盲生から点字文を渡された。高木は点字対照表を見ながら判読して大変喜び、これを契機に点字を学び始め、盲生と交流するようになった。

明治26年3月～明治31年10月¹³ 東京盲啞学校にて和裁裁縫の教務に従事したが、昼夜を分かつため苦学がたり、29歳の時に肺病に罹り、職を辞して転地療養。その後、病が寛解したため、明治36年に横浜監獄盲啞懲治場の教師に就任。しかし、1年あまり勤めた明治37年7月、夏病のため34歳の若さにて死亡。

尚、高木は監獄局長通牒が出された明治37年3月以前から同監獄の懲治場の教師として採用されていたことが判明している。表1に示す司法省監獄統計から推定して、明治36年には横浜監獄内懲治場には既に数人の瘡啞者が留置されており、高木による教育が開始されていたものであろう。

高木が横浜監獄の盲啞懲治場の教師として採用された理由について定かではないが、高木が刻苦勉強の人であったこと、さらには盲人とも交際の経験があったという人となりを買われたのではなかろうか。道半ばにしての早逝は残念ある。

●鎌田榮八について

宮城県出身。聴者。明治37年3月29日東京盲啞学校の教員練習科第1回卒業生。¹⁴



明治37年8月～?年4月20日 (?は筆者。*後述)

横浜監獄に教師として奉職

財団法人幼年保護会(会長有馬四郎助)¹⁵

教師・囑託教師

明治42年頃か?～明治44年頃まで。

明治45年4月～昭和16年5月

東京聾啞学校奉職 助教諭 → 教諭

昭和16年5月29日死亡。¹⁶

*鎌田榮八の横浜監獄での奉職終了年月について、『日本監獄教誨史』上巻410頁には単に2年と記載されているが、監獄統計年報によれば、横浜監獄盲啞懲治場は、明治42年までに全員が懲治満期となり退所したことによって廃止に至っていること、また、同人が明治42年発行の幼年保護会報に教師として名を連ねていること¹⁷、さらに、明治45年からは東京聾啞学校の助教諭に就任していることを併せ鑑みると、この2年との記載は、明治42年の誤記である可能性が高いと筆者は考える。

尚、鎌田は『聾啞界』15号(1916)に、「啞人の犯罪通事」と題した記事を寄せている。横浜監獄盲啞懲治場時代に教えた聾啞者が懲治場を出た後、窃盗で逮捕され、鎌田の当時の勤務先である東京聾啞学校へ連れられて来、鎌田の通訳によって警察の取調が行われ、その後の公判でも通訳を担当したこと、また、聾啞者の犯罪統計をもとに自身の見解を述べている。鎌田は、東京聾啞学校が手話法を主たる教育手段としていた時代の教師であったから、手話が堪能なため刑事裁判の通訳を担当したということもあろうが、横浜監獄盲啞懲治場での教師としての経験から同人に刑事裁判の通訳依頼が集中したということもあろう。

(2) 横浜監獄「盲啞懲治場」は官立聾啞学校?

明治41年9月21日付け読売新聞に次のような記事が掲載された。

「●義務教育と盲啞生 文部省最近の調査に依れば全国学齢児童中盲啞学生は1万人中盲生5人39 啞生7人76の割合にして其の総数は盲生4282人啞生6155人にして内現に就学しつつあるは盲生119人啞生461人に止まり他は未だ教育の恩沢きんたくんに均霑せざる次第なるが目下全国中盲啞教育に従事しつつあるは41校にして内官立は東京盲啞学校及び横浜監獄署内にある2校に止まり…此等不幸なる学生の教育を義務教育とせんとするの趣旨に基づくものなり」と(傍線筆者)

また、三吉明が著した評伝『有馬四郎助』吉川弘文館(1967)¹⁸には次のように書かれている。

「横浜監獄内に「横浜根岸学校盲啞部」が設立され…(中略)…普通の学科のほか、彼らに適切な実業を授けて、併せて徳性の涵養を図ろうとするものであった。(明治41年版同校報告書)

わが国の盲啞教育は明治十一年京都市立の盲啞院が

最初で、横浜・岐阜・函館などに・・(中略)・・次第にその教がふえ、横浜監獄内の「盲啞懲治場」は二十三番目にあたる。」

横浜監獄は、盲啞懲治場ができた明治 37 年の時点では司法省の直轄下におかれていた¹⁹から、横浜監獄に設置された盲啞懲治場が「官立」であることに間違いはない。

この評伝の著者三吉によれば、明治 37 年開設の「横浜根岸学校盲啞部」は盲啞教場としては全国で 23 番目とあるが、本文中に「横浜、岐阜」と記載されているように盲学校単独校と併せ数えて 23 校目との趣旨であろう。先に掲げた明治 41 年の読売新聞記事中の「41 校」についても、盲学校単独校と併せ数えたものであろう。しかし、それに加えて後述する文部省管轄下に属さない盲啞教育の現場も入っていたものと思われる。

明治・大正期においては、盲啞教育行政は「半ば文部大臣の所轄に属し、半ば内務大臣の所轄に属するが如き」、また「地方の盲学校及聾啞学校に於ても文部省督学官の視察より寧ろ内務省吏員の視察多きを占む」というように、文部省と内務省の双方にまたがるものという捉えられ方をされていた。²⁰

その証左の一例として、内務省主催「感化救済事業講習会」(明治 41 年 9 月～10 月)における講師陣に、横浜監獄典獄・有馬四郎助(演題「少年犯罪者の訓育」)²¹と並んで東京盲啞学校長・小西信八(演題「盲啞教育に就いて」)が列せられている²²。

そして、実際、文部省管轄下に属さない盲啞教育の現場として、司法省の管轄下の横浜監獄内の盲啞懲治場と、内務行政の範疇にある東京市養育院附属小学校内の盲啞児学級が挙げられる。東京市養育院とは、身寄りのない高齢者・病者、行路病者、孤児、棄児、迷児等を收容したいわゆる救護施設である。

東京市養育院に收容された盲啞児童については、明治 29 年から東京盲啞学校への通学が開始されたが、小西信八東京盲啞校長の助言を受け、明治 34 年から院内の附属小学校内に盲啞学級を設け、東京盲啞学校教員練習科卒の聾者である岩田鎌太郎らを教師に据え院内の聾啞児の教育を開始している²³。

本論からは外れるが、養育院内に盲啞児学級を設けた理由として「本院の児童をして、上流社会の儿女多き学校に通学せしむるは教育上極めて注意を要すべき事なりとす。

蓋し思慮尚浅き児童が他の美衣美食を目撃し是誘惑によりて可憐なる彼等の心意を害し彼等をして不良の行為に陥らしむるは常に有勝^{ありがち}の事・・・」(「明治 33 年度年報」83 頁)としている。この事を以て、児童の境遇によって教育を差別していると批判するのは容易^{たやす}いが、盲啞教育の義務制が実施されていない当時であって、身寄りのない貧しい聾啞児童らに教育を授けようと努めていたことは、後述する横浜監獄の盲啞懲治場と共通するところがあり、一定の評価をすべきである。(尚、東京市養育院月報を繰っていくと、養育院附属小学校内に盲啞教場が開設された後も、数人の聾啞児が院外の東京聾啞学校や東京市立聾学校へ通学していたという事実が判る。特に成績が優秀な者には外部へ通学させる等ということがあったのだろうか。)

このように文部省の管轄外の施設内で盲啞教育が施されていた例は他にもあった²⁴が、これらの教場や懲治場のことは聾教育史の中でほとんど語られてこなかったのである。

ところで、横浜監獄内の盲啞懲治場を「横浜根岸学校」と称したとの資料は、筆者が調べた範囲では、三吉の『有馬四郎助』にしか見いだせなかった。しかし、懲治場を「学校」と称した例として、浦和監獄川越幼年監の「川越児童保護学校」と横浜監獄小田原分監の「小田原幼年学校」がある。いずれも懲治人の感化のため、教育を主眼とし、学校のように分監長を校長、職員を先生、懲治人を生徒と呼んだものである。²⁵したがって、「小田原幼年学校」と同じ横浜監獄の下にあった懲治場が「横浜根岸学校」と称されていたとしても不思議ではない。

尚、付言すれば、「横浜根岸学校盲啞部」と称されているとおり、「横浜根岸学校」には「女子部」と「幼年部」もあった。横浜監獄懲治場に入所していた懲治人は聾啞者(年齢制限なし。盲人含む)と女子(条文上 8 歳以上 20 歳未満の者)であり、さらに横浜監獄内の懲治人ではない幼年囚(条文上 12 歳以上 20 未満の者)も同校で学んでいたのである。²⁶

(3) 横浜監獄内の盲啞懲治場の概要

盲啞懲治場に入所していた聾啞者の実態については、三吉明(1967)『有馬四郎助』吉川弘文館 146～151 頁に非常に興味深いケース記録が掲載されているので参照されたい。

本稿では、明治 38 年に開催された監獄協会茶話会における鎌田榮八講演録「盲啞教育に就いて」『監獄協会雑誌』(1906)と、明治 41 年 9 月に行われた「感化救済事業講習会」における横浜監獄典獄有馬四郎助の講演録「少年犯罪者の

訓育『感化救済事業講演集』下巻(1909)とその講習会の参加者に配付された『講演原稿』をもとに、横浜監獄内の盲啞懲治場が如何なるものであったのか、収容されていた瘡啞者ほどのような境遇にあったのかを考察したい。

尚、表2～9は、いずれも上記『講演原稿』に掲載されたデータから作成したものであり、明治41年現在の数字である。

★収容者の年齢と入所期間(表2、表3)

表3には「1年生から5年生」として各人数が掲げられており、盲啞懲治生について、修業年限を学科は5年、実業科3年と定めてはいる²⁷が、収容期間は5年を超えない範囲で裁判官により決められるため、最短収容期間は月単位であり、一般の学校のように1年生から始まり5年生で修了するという形態ではないことに留意せねばならない。

表2

年齢別	
年齢(歳)	人数
15	1
16	2
17	3
18	1
19	1
20	3
21～24	9
25～29	6
30～34	2
35～39	3
40～44	1
45以上	1
計	33

さらに、聴者の懲治人とは異なり、瘡啞懲治人の場合は年齢による制限規定がないため(旧刑法79条の規定によれば8歳以上という制限はあるが)、年齢のばらつきが大きく、実際25人(76%)が20歳以上となっている。「故に教育の方法も皆個人々々に依って違へなくてはなりませぬ、そう云ふのが先づ第一社会の啞人盲人を一つに級を組織して一つに教へるとは大変違ふのです」²⁸と鎌田は述べている。この明治38年の時点で鎌田が担当していた懲治生は盲人1人と啞人8人の合計9人であったが、この翌年から盲啞懲治生が増え始め、明治41年末には34人にもなっている。

鎌田自身が考えていた盲啞懲治場におけるあるべき(あるいは、可能な)教育方法は、一人ひとりであった方法での個別的な教育であった。教師一人がたくさんの生徒を前にして一斉に教えるという方法では困難があると鎌田は考えていたのだが、現実の懲治場運営(行政)は、鎌田の理想とは相当な乖離が生じていたのである。

表3

学年別	
学年	人数
1年生	17
2年生	6
3年生	5
4年生	2
5年生	1
計	31

表4

入校前職業	
農業	0
工業	0
商業	0
漁業	0
被雇人	2
日稼人	11
無職	28
その他	0
計	41

★入校前の職業について(表4)

盲啞懲治生は41人中、被雇人2人、日稼人11人、無職28人と、ほとんどが無職であった。これは20歳以上の者が76%を占めることと合わせ考えると、成人しても自立生活は困難な状況にあった者たちであったといえよう。このことが、そもそも犯罪行為に至る直接的な原因になっているのであろう。

★入校前の就学状況(表5)

さらに入校前の就学状況を見ると、31人中27人が無学であり、啞学校中退が2人、学校以外の教育を受けた者が2人である。

これまで全く教育を受けたこともない瘡啞者となれば、入所時には、聾啞者集団の中での共通のコミュニケーション手段たる手話すら持っていなかったであろう。

表5

入校前の就学状況	
啞学校卒業	0
啞学校中途退学	2
小学校卒業	0
小学校中途退学	0
学校以外に教育受けた者	2
無学	27
計	31

★養育者について(表6)

各懲治生の養育者の調査結果を見ると、盲啞懲治生については、31人中9人が未詳となっている。つまり、自分を育ててくれたのが誰であるかが判らない者が約3分の1いるのである。この9人は、単に手話なり文字なりのコミュニケーション手段を持っていないということに止まらず、そもそも父母、兄弟姉妹、叔父伯母といった人間関係を示す概念さえ持っていなかった可能性があり、且つ、その者の生い立ちを知り保護してくれる係累がない天涯孤独の者たちであったことを示している。何故なら、当人は自分の養育者が誰であるかを理解していなくとも、その者に係累でもあれば、伝聞によって養育者が誰であったかを調査することができるからである。逆に言えば、養育者が誰であるかが判明している残りの3分の2についても、全員が自らの養育者が誰であったかを理解しているとは限らないとも言える。因みに、同じ調査において、聴者の懲治人男女、幼年囚においては、養育者が誰であるかが未詳である者は皆無であった。鎌田は明治38年の時点で「今まで這入つて来た生徒の中には家庭と云ふことを知らぬ者が五人位ありました、現に今居るのも三人はお父さんお母さんも分からない、お父さんお母さんの世話になつたことがない、無論家もない、さう云ふやうに家庭の組織がありませぬからして詰り家庭教育とか或は社会教育と云ふ方面の観念がありませぬから之も大変

表6

養育状況	
養育者	人数
父母	9
片親	6
継父母	1
その他親族	4
他人	1
救護所	1
未詳	9
計	31

に教育の仕悪くい所であり、さう云ふことがあつて普通の盲人啞人を教育するよりは困難が多い」²⁹と述べている。

★罹病者病類別(表7)

罹病者病類別をみると、「白痴」として知的障害を重複している者が2名ある。

★横浜監獄の懲治場における教育規定

有馬横浜監獄典獄は、懲治場の教育目的について、「彼等生徒の経歴生活の状態心身の発育及び将来境遇の如何を斟酌考査したる結果として極めて実用的に且つ速成的に学科と作業とを教しへ、殊に退場後の生活に結付けんとの趣旨を以て其の時間をば学科に少くし作業に永く用ひることし其の間専ら労働に堪へ得るの習慣と之を愛好する念をも養成せしむるを以て主眼とせるなり」³⁰(傍線筆者)としている。

男懲治生及び幼年生

学科 修身、国語、算術、図画、唱歌、体操

但し、歴史、地理、理科ハ事業科目中ニ加ヘスト雖モ便宜ノ時間ニ於テ之カ知識ヲ注入スヘシ

女懲治生

学科 修身、国語、算術、家政、図画、唱歌、体操

但し、歴史、地理、理科ハ事業科目中ニ加ヘスト雖モ便宜ノ時間ニ於テ之カ知識ヲ注入スヘシ

啞生

学科 修身作法、国語、算術、図画、体操

盲生

学科 修身作法、国語、算術、地理、歴史、

理科、人身生理大要、体操

就学生ノ都合ニ依リテハ音曲科ヲ加フルコトヲ得

これらの学業時間数は、季節によって多少の変動があるが、どの生徒も、おおむね3時間程度。自習が1～2時間となっている。

啞生へ教える学科と他懲治生へ教えるそれとを比較しての特徴としては、唱歌がないこと、歴史、地理、理科について但書きが付されておらず、これらを教えることが予定されていないことが挙げられよう。「修身」については、「修身作法」(傍線筆者)となっていることも指摘しておきたい。そもそも、手話であれ文字であれ言語獲得が十分にされていないというレベルにあつては、歴史、地理、理科といった教科内容に踏み込

むことは困難であつただろう。鎌田は「啞人は我々のやうに戯談(筆者:冗談の意)などと云ふことは知らない、我々ならば或は戯談を云ふことがあります但し啞人にはそんなことはない、総て皆の云ふことは本当の事であると考えから我々が此位の戯談はよからうと思つて云ふても先方はそれを一生懸命に考へまして戯談とは受けない」³¹等と述べているが、冗談を理解するためには、豊富な言語環境と幅広い経験・学習によって培われた知識が必要である。盲啞懲治場という極めて制限の多い教育環境では、冗談を理解できるまでに聾啞者の言語力を高めることははなはだ困難であつたろう。

こうした制限の多い条件と環境の中にあつて、退場後の生活にすぐに役立つような知識、生活に必要な「文字」や簡単な計算を教え、手工芸等の作業技術等をできるだけ効率よく教えるように努めたとある。「修身」についても、その意義を教えること等は省略し、少なくとも不敬罪(旧刑法117条等)に問われないよう、外形を整え礼儀作法を真似て行えればよしと考へたのだろう。聴者の懲治生には「修身」としている教科を、敢えて「修身作法」(傍線筆者)としているのである。

★実業科

男懲治生及び幼年生 農業及其他ノ工芸

女懲治生 裁縫、編物、家事実習、其他手芸等

啞生 理髪業、桶職、彫刻、竹細工、園芸

盲生 按摩術

実業時間数は、季節によって異なり、冬場は概ね年少者は5時間、年長者6時間、夏場は年少者は6～6.5時間、年長者は7.5～8時間、盛夏は4～5時間と短縮され、その分、学科自習時間が2時間程度増やされている。

★作業工賃について

盲啞懲治生の1ヶ月1人の最高額は84銭、平均27銭3厘、女懲治生同57銭、平均28銭8厘、幼年生同1円49銭、平均31銭2厘、男懲治生同1円72銭3厘、平均70銭である。これら工賃のうち70%が本人へ与えられた。

盲啞懲治生31名の内2名には知的障害があり、最低工賃が4銭であることが平均工賃を押し下げており、また、作業種類も異なるから、盲啞懲治生の工賃が他生と比較して一概に低過ぎるとは言えない。むしろ、これまで無教育で就業経験もない者が多いにも関わらず、訓練によって一定の手工芸技術を習得することが可能であつたことを示している。その一方で、鎌田は「或程度までは進歩しますけれどもそれ以上進歩しない、或は桶屋などをやらせましても板を挽くのは大変上手にや

るが、それ以上の考へは少なく此所はやれさうなものであると考へますがナカへ出来ない、或はこちらの教へ方が悪いか分かりませぬか巧くいかぬ」と述べ、瘡唾懲治生が盲唾懲治場内で身につけた作業技術程度では、到底自立した生計営むには至らないという現実があった。³²

★横浜監獄懲治場の設備等について

有馬は「其の教場の如きは清潔と便利と衛生とを旨とし、之を普通学校に比して寧ろ優るとも劣る所なからしめ、居室の如きも机あり書棚あり扁額あり花挿あり、はては手拭 帽子掛 采配 箒 塵取の類に至まで具備し、以て秩序衛生趣味等の教化を助けしめ、又た廊下内の見易き場所には大なる姿見鏡を置いて常に生徒自身の衣冠を正さしむるの用に供し、社交娯楽の道を教ゆるためには会谈遊技図書室あり、庭園には樹木あり、花壇築山泉水遊泳場兵式体操練運動場あり、如此にして努めて良境遇を作り之に由て冥々の間心意性状の教化を助くるに意を用ゆること尠しとせざるなり。³³という。このような設備は、明らかに監獄におけるそれとは異なり、一般の家庭や学校における居室と同等の設備備品を取り揃え、貧しく、家庭にも教育にも不遇であった懲治生に、できる限り普通の生活を味わせ、身なりを整えることを知らしめ、書画を鑑賞し、花を愛で、本に親しみ、健全な社交や娯楽を楽しむことができるような環境を整えることによって、自然に教化しようという理想に溢れたものであった。この理念は有馬が後に設立した財団法人幼年保護会(根岸家庭学園(横浜家庭学園の前身)、法改正に伴い施設種別の名称は感化院→教護院→児童自立支援施設)の活動へと結実することになる。

★盲唾懲治生の満期後の成績³⁴

明治41年8月31日現在の盲唾懲治生満期者18人の成績は表8のとおりである。

再入監が9人と半数を占めており、これは聴者の男女の懲治生や幼年囚に比べて非常に多いと言わざるを得ない。そもそも無学の瘡唾者に十分な教育を施すには、あまりにも時間も体制も限られているということが原因であろう。

また、聴者懲治生はいずれも20歳未満であり、可塑性に富んでいる若年者であることから懲治の効果が発揮されやすい。これに比して盲唾懲治生は20歳以上の者が多いことから教化・教化には一層の困難があったであろう。

表8

満期後の成績	人数
行状良なる者	6
やや良なる者	1
普通なる者	0
不良なる者	2
再入監なる者	9
計	18

★退校後(満期後)の帰住先について(表9)

約半数が親族のもとに引き取られているが、保護会に引き取られた者は皆無である。自分の養育者が誰であるのか未詳とする者が約3分の1いることから、親族のない者が同程度いと推定されるが、これら係累のない者の帰住先が問題となる。保護会は瘡唾者の受け入れには消極的であり、懲治満期後の瘡唾者の再入監が多いのも、次に述べるような事情があったのであろう。

表9

退校後保護	
帰住先	人数
父母のもとに	7
その他親族のもとに	6
保護会に	0
他家へ奉公	4
自活	1
行衛(行方)不明	0
その他	3
計	21

「社会の実情を見れば職業紹介所は、聾唾者のため門戸を閉ざし、慈善団体は終生をその負担となさん事を恐れ聾唾者の収容を肯んじない、もつとも無情なのは出獄人保護会で引き受けない事だ。東京市養育院の如きは行路病者として送院されるか、遺棄されて、全然扶養者のない場合の外は顧みない。されば聾唾者は刑期が満ちて放還さる々時、泣いて刑務所に留まらん事を哀願するものがあるとの事である。」岩田鎌太郎「聾唾と犯罪(2)」東京朝日新聞(昭和9年2月13日朝刊9面)

7. 改正刑法(明治40年公布、明治41年施行)と瘡唾者規定:「責任無能力者」から「限定責任能力者」へ

明治40年改正刑法(以下「改正刑法」という)が公布され、翌41年より施行された。改正刑法において瘡唾者は次のように規定された。

第40条 瘡唾者ノ行為ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

すなわち、旧刑法においては、瘡唾者が刑法に触れる行為をしても刑罰は科せられないとされていた規定が、改正刑法においては、「刑罰を科せられない、または、その刑を減輕する」ものとされた。すなわち瘡唾者は「限定責任能力者」とされたのである。瘡唾者の刑事責任を問うか否かの判断の分かれ目は、その者が事物の是非・善悪を弁別し、且つ、それに従って行動する能力があるか否かによることになったのである。この改正と同時に、懲治場制度は廃止された。

これによって、責任無能力ゆえに無罪と裁判された瘡唾者については「社会内に無罪放免となった」・・・と言えば聞こえは良いが、実際にはただ社会内に放置されただけであり、逆に懲役刑に処すと裁判された瘡唾者は、盲唾懲治場のような盲唾者への格別の配慮のない、通常の監獄(刑務所)に入るほかはなくなったのである。

(1) 瘡啞者規定改正の理由

第十五回帝国議会(明治33年12月～明治34年3月)提出の刑法改正案に瘡啞者規定を改正する理由について、次のように述べられている。この改正案自体は廃案となったが、明治41年施行の刑法第40条は、下記改正案と同趣旨によって改正されたものである。

(改正案)第五十条 瘡啞者ノ行為ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ輕減ス但之ヲ罰セサル場合ニ於テハ情状ニ因リ十年以下ノ期間懲治ノ処分ヲ命スルコトヲ得(傍線筆者)

その理由として「今日ニ在テハ瘡啞者教育ノ方法備ハリ普通ノ智識ヲ得ル便宜アリテ瘡啞者タリ雖モ多少犯罪ノ責任ヲ弁スル者アルヲ以テ此等ノ犯罪者ヲ罰スル必要ナシトセス故ニ本案ハ現行法ノ主義ヲ改メ瘡啞者ノ精神ノ状況ニ因リ其發達常人ニ近キモノハ之ヲ罰スルモ尚完全ナル人ト謂フヲ得サルカ故ニ一般ニ其刑ヲ減輕シ全ク責任ヲ弁セザルモノハ之ヲ罰セサルコトヲ為シタリ而シテ全ク罰セサル者ニ付テハ現行法ト同シク懲治ノ処分ヲ命スルヲ得ルコトヲ為シ其期間ハ之ヲ十年以下ト定メ以テ一面瘡啞者ヲ改良セントコトヲ期スルモノナリ」³⁵としている。(傍線筆者)

尚、この改正案の段階では、刑罰を科さないとされた者については上記のとおり懲治場処分を命ずることができるとしていたが、改正案の最終段階で、この懲治場処分については削除されたのである。

(2) 明治40年頃までの我が国の聾啞教育の状況

上記のとおり、瘡啞者を刑法上の「限定責任能力者」として改正した理由は、聾啞教育の方法が備わってきたからというものであった。では、実際のところどうであったのか。

前述7(1)の刑法改正案が出された明治33年までに設立されていた聾啞学校は、京都市立盲啞院、官立東京聾啞学校、函館盲啞院、平壤盲啞学校、長崎盲啞学校、豊橋盲啞学校、長野盲啞学校、鹿児島盲啞学校、市立大阪盲啞学校、台南盲啞学校等があった(朝鮮半島と台湾を含む統計)³⁶。明治34年4月までに聾学校を卒業した聾生人数は京都盲啞院73人、東京聾啞学校で合計59人、その他の聾学校ではまだ卒業生が出ていなかった。また、明治38年時点で、聴児の小学校就学率は95.6%にのぼっていたが、聾児の場合は明治39年時点でわずか6.2%に過ぎなかった。実に9割以上の聾児が教育を受けられないでいたのである。

このように聾児児童の就学率は極めて低かったが、各地に聾学校が設置されつつあるという状況に鑑みて、立法者は

「聾啞者といっても教育によって常人(聴者)に近い程度に精神が発達し、事理弁別能力とそれにしたがって行動する能力を得ることもあるので、その場合には刑罰を科す。しかしながら、常人と全く同じになるわけではないので、その刑罰は減輕する」として改正したのである。この刑法40条は平成7年に同条が削除されるまで、実効あるものとして残された。

8. 懲治場制度の廃止

有馬や浦和監獄の「川越児童保護学校」をつくった早崎春香典獄等が、懲治場の改善に努めてきてはいた³⁷が、幼年者を成人囚から隔離して特別の処遇によって矯正しようとの懲治場の理想は、全国的に見ると、その効果はあがっていなかった。それ故、幼年者の矯正には家庭教育か感化院教育しかないと論じられるようになっていた。そもそも懲治場が監獄の中に設けられ、国家の管理にゆだねられている現状では、もはや懲治場は監獄そのものでしかないとする非難が早くからあがっていたのである。³⁸

こうした事情から、明治41年の刑法改正で「懲治場」は廃止されることとなり、順次、懲治満期になった者から出場させ、横浜監獄内の盲啞懲治場も明治42年までには廃止された。そして、瘡啞者と同じく責任無能力者と規定されていた、刑法に触れる行為をした幼年者については、刑法とは別に特別法(「感化法」や後の「少年法」)を設けて手当をし、懲治場に代わるものとして「感化院」(感化院 → 教護院 → 児童自立支援施設)や「矯正院」(矯正院 → 少年院)で対応することとしたのである。しかし、瘡啞者に対しては盲啞懲治場に代わる施設の手当は何もなされなかった。この改正刑法に対して、有馬は、刑法に触れる行為をした瘡啞者を、通常の囚人と一緒に監獄に入れるべきではなく、これまでの盲啞懲治場のように特別の設備と特別の処遇を施さねばならない、総ての処遇が頗る教育的でなければ全く無意味となり、改正刑法が予期するような行刑の効果を収めることはできないと論じた³⁹が、有馬のこの主張が実現することはついになかったのである。

9. 刑法改正と懲治場制度廃止のその後

改正刑法施行の明治41年以降の実態は如何なるものであったか。次に引用するのは「聾啞囚の教誨問題-獄内教誨を受け得ぬ聾人」(大阪萬朝報所載抄)『聾啞界二〇号』(1919)の記事である。

「現在我国には七万人近い聾人が教育即ち盲啞学校へ入学したものは僅々其の一割しかない、モット近い例を挙げれば大正七年度の聾人犯罪者四四名の中で盲啞学校二年終了

した者が僅に二名で他の四二名は無教育者である。」そして、要旨次のように述べる。その犯罪内訳をみると44名中37名が窃盗であり、全体に犯罪が単純であること。また、初犯は8名で、二犯から九犯までの者が36名と、聴者に比較して初犯が少ないという特徴がある。その上、これらの聾啞者に対しては、獄内で教誨を行うことができず(筆者注:無教育の者が殆どであり、精神的な内奥の機微にわたるコミュニケーションが不能であるからという趣旨)、監獄内にあってはただ作業をさせるだけになっている。聾啞者の社会における境遇を見ると人格ある者として扱われているとはとても言えないにも拘わらず、刑法上においてのみ人格ある者として罰するのは法律の欠陥ではあるまいか。文部省は、盲聾学校を特殊学校として救済事業と心得て、真摯な教育施設をなしていない。義務教育として教育を与えて、はじめて、聾啞者を法的な人格者として刑事責任を問うことができるのである。

また、安藤太郎「刑法上より見たる聾啞者の人格」『聾啞世界一六号』(1917)は、彼が通訳を担当した賽銭窃盗被告事件の聾啞被告人(前科七犯)の状況が記されている。

第一回公判で、被告人は手真似を十分に理解しないため意思疎通が難しく、犯罪の事実がまったく判明しなかった。そこで裁判官自ら実地検証を行い、彼の窃盗事実を確認。そして専門家による精神鑑定の実施と前科入獄中の彼の身分帳を調査することになった。

精神鑑定によれば、被告人には相当の教育機関により指導をすれば発達する可能性がある。しかし、彼の現在の能力は刑法上の是非の弁別力を有せず全く児童以下の程度であろうと推定する、というものであった。

一方、前科入獄中に担当した看守によれば、被告人の米搗き、麦搗き、縄綯い等の作業成績は他の囚人と異ならず、幾分の労働貯金を得て出獄したと証言。

他方、弁護人は、社会に適切な保護機関があり、そこにおいて被告人に教育を受けさせていればこのような犯罪に至らなかったこと、これまでの前科のうち第二犯においては、相当の調査も経ずに刑に処す等杜撰な扱いがされていること、要するに被告人は糊口に窮するの結果やむなくこの挙に出ただけであるから、これを赦免して一定の保護を受けられるようにすること望むと弁論した。

しかし結局、裁判官は、前科入獄中の身分帳を根拠に(筆者注:作業等を他囚と同等にこなすという趣旨か。しかし、その作業内容たるや米搗き、麦搗き、縄綯いである)懲役五年の

刑を宣告した。

10. まとめ

本稿の結論は、有馬や上記『聾啞界』所収の各論説ならびに下記に小西が述べるところと一致し、はからずもそれらの論拠の正当性を確認することとなった。

「聾啞は…在学6年若は8年間に修得する学識は尋常子弟が小学校に入る前の言語を自由自在に誤りなく使用することは容易ならずして費す所の学費の盲人に比して莫大の相違あるに拘らず収納する所の成績は此の如く微少なれば中産以下の子弟は初より放縦の生活に委ねられ少しく成長するに及んでは家事の手伝に使役せられ其役使にも堪へない者は道路に放棄せられたも同様の姿で窃盗する外には生存の道なく度々警官を煩はした末監獄に投ぜられ刑期満るも温情より之を迎へて親切に世話する親族信友なければ入獄前と同様の犯罪を繰返すが常習となるは止むを得ぬ事で当人を咎むるより社会の欠陥を訴へねばならぬ。

右の次第にて聾啞の教育が盲人の教育に比して不廉なるに収納亦微少なるより自然同情者も容易に手を染めざるには非ざるか、尋常子弟の不良者に対しては国立感化院あり、府県亦之を設くるも聾啞に対して一も之なし、尋常子弟の不良なるは教育を施して而かも良からざるを見て遷善を図らんとするの至れり尽せりといふべきに聾啞に対しては初歩の教育だに設備を図らずして窃盗の行為を認むれば直に監獄に投ずるは果たして尽すべきを尽したりといふを得べきか。……

先づ教育を施し職を授くべし然されば食を与ふべし¹⁰

この時代の9割以上の聾啞者が無教育であり、意思の疎通が困難な状態におかれていたにも拘わらず、公的な保護もないまま放置されていたことに徴すれば、旧刑法において瘖啞者を刑事責任無能力者と規定し、情状により懲治場処分を命ずることができたのは合理性・相当性のある規定だったと言わざるを得ない。そして、このように遺棄され放置された末に犯罪に至った社会から顧みられない聾啞者に対し、基礎的な教育と職業技術を施して保護せんとする趣旨で横浜監獄盲聾懲治場は設けられたことに大きな意義がある。

しかし、有馬や鎌田が随所で吐露しているように、その成果は一定限度に止まり、「自立」に導くには遠く、これら聾啞者はあくまでも「保護」の継続が必要な存在にとどまるしかなかった。それは小西が述べているように、聴者であれば学齢前に自由に話をすることができるようになるところ、聾啞教育

においては6年乃至8年の歳月と費用をかけても聴者の学齢前レベルほどに言語を誤りなく使用できるように教育するのは容易ではない。その上、懲治場という制限の多い条件の中(年齢も懲治期間も数ヶ月から最長で5年と区々、共通のコミュニケーション手段たる手話すら未熟な多数の懲治生に専任教師一人、補助教師(看守)一人しか配置されていない等)では、できることはごく限られていたのである。

明治後半になって、聾唖学校が各地に設置されてきたことを踏まえて、明治41年の改正刑法施行により、瘡痍者は事理弁別能力の程度により、刑罰を科せられるようになったが、前述の刑事裁判の報告記事からは、この当時の瘡痍者被告人のほとんどは事理弁別能力に欠けていたと推定される。そうであるならば、無罪の判決を言い渡さねばならぬはずだが、結局、懲役刑を科せられているのは、社会防衛・治安上の観点にあったのだろう。本来、こうした瘡痍者に対しては、盲聾懲治場あるいはそれに替わる盲聾感化院や盲聾矯正院のような専門的施設が設けられてしかるべきであったが、国は幼年者(少年)に対してはこうした施設の手当をしなからず、瘡痍者については何も顧みることもなく、まさに放置してきたのである。

もちろん、無教育の瘡痍者が犯罪に至ってしまってから矯正教育を試みたところで、横浜監獄盲聾懲治場の実態で見たごとく、甚だ困難は大きいのであって、根本的な解決のためになされるべきは、まず、聾唖児に対する義務教育の実施であった。結局、この実現には昭和23年まで待たねばならなかったのである。40年近くわたる国の無策に泣いた聾唖者はどれほど多くあっただろうか。

11. 謝辞

本稿をまとめるにあたり、三浦富美子氏、中根伸一氏、新谷嘉浩氏、筑波大学附属聴覚特別支援学校副校長今井二郎氏、矯正図書館レファレンス部飯島来紫江氏には資料収集の協力をいただいたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、夫・伊藤政雄の収集した資料と助言も欠かせないものでした。

1 司法省監獄局『監獄統計年報』第1～13回(明治32年～44年)、(1901-1912)

2 三吉明(1967)『有馬四郎助』吉川弘文館 146頁

3 矯正協会(1984)『少年矯正の近代的展開』矯正協会 pp224～225

4 鎌田榮八(1906)『盲聾教育について』(監獄協会茶話会に於て)『監獄協会雑誌』19巻7号pp22

5 前掲3 pp22

6 前掲3 pp45

7 「横浜監獄に瘡痍懲治人を收容す」(1904)『監獄協会雑誌』17巻3号pp36～37頁

8 有馬四郎助(1909)『少年犯罪者の訓育』『感化救済事業講演集』下巻 内務省地方局 pp902

9 東京市養育院(1901)『聾生教育』『東京市養育院月報』第3号

10 有馬四郎助(1908)『講演原稿』横浜監獄pp4

11 本願寺派本願寺・大谷派本願寺編纂 各篇横浜監獄(1927)『日本監獄教誨史』上巻pp409～410

12 岩田鎌太郎(1906)『故高木慎之助氏小伝』東京盲聾学校聾生同窓会報『口なしの花』第1号pp20～21

13 『東京教育大学附属聾学校の教育—その百年の歴史—』(1975)pp282

14 前掲13 pp303

15 西澤稔(1979)『我が国の少女非行についての史的考察のために(2)—横浜家庭学園の沿革を通じて—』『立教社会福祉研究』第2号pp61～62, pp74

16 前掲13 pp284

17 前掲15 pp61～62

18 前掲2 pp146～147

19 横浜開港資料館「赤れんがの塀の横浜監獄」(2002)『開港のひろば』第78号 pp6

20 芦田千恵美(1984)『大正期における「障害児」処遇の動向—内務行政を中心として—』『教育学雑誌』18号 pp29

21 前掲8 pp887

22 菊池正治・阪野貢(1980)『日本社会事業教育史の研究』相川書房pp41～42

23 前掲9

24 小西信八「小西校長が聾生教員練習科生に対し講演されたものの抄録」(1935)『小西信八先生存稿集』pp145～157

25 前掲3 pp67, pp71

26 前掲10 pp3

27 前掲10 pp32

28 前掲4 pp23

29 前掲4 pp23

30 前掲7 pp29

31 前掲4 pp16～17

32 前掲4 pp25

33 前掲10 pp15

34 前掲10 pp3

35 永井幹治編(1901)『現行刑法参照 刑法改正理由書』北上屋書店pp63～64

36 東京聾唖学校原板「内国聾唖学校一覧表」(1918.4)日本聾唖協会印刷

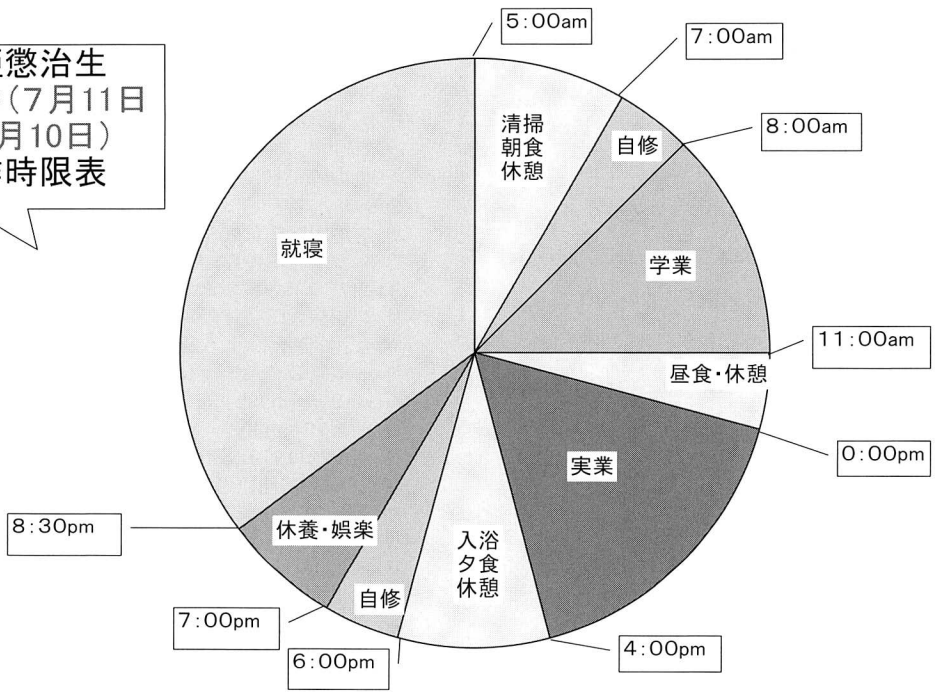
37 前掲3 第1編明治期における幼年者処遇の展開第2章明治期における幼年者に対する懲治制度(1)浦和監獄川越分監pp49～71

38 前掲3 pp94～95

39 有馬四郎助(1909)『新法の監獄事業に及したる影響並に一般刑事政策に関する意見』『有馬典獄遺稿集』pp51～53

40 小西信八「盲聾の教育は慈善に非らず」(1918)『聾唖界』19号所載『小西信八先生存稿集』pp77～78

盲啞懲治生
暑中(7月11日
~9月10日)
動作時限表



盲啞懲治生
12月期
動作時限表

